

京都市上下水道局告示第16号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年7月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名

東京都港区芝浦三丁目6番18号

株式会社西原衛生工業所

代表者 北里 博

2 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地

京都市南区壬生通八条上る八条町509番地の2から京都市南区西九条小寺町1

番地の1に変更

3 指定期間

平成17年7月27日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)